

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年11月27日(月)

今週のことば

改正戸籍法

政府は改正戸籍法の施行日を来年3月に決定。これにより本籍地以外でも戸籍謄本を取得可能になるほか、婚姻届など様々な戸籍の届出で戸籍謄抄本の提出が不要に。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/27(月) 赤口
28(火) 先勝 税関記念日
29(水) 友引
30(木) 先負 9月決算法人の確定申告ほか
12/ 1(金) 仏滅 冬の省エネ総点検の日、新語・流行語大賞発表
2(土) 大安
3(日) 赤口

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/20(月)	33,388 ▼197	148.91 △1.52
21(火)	33,354 ▼34	147.50 △1.41
22(水)	33,452 △98	148.95 ▼1.45
23(木)	勤労感謝の日	
24(金)	33,626 △174	149.42 ▼0.47

来年1月からの「電子取引データ」の取扱い

令和6年1月から施行される改正電子帳簿保存法による「電子取引データ」の取扱いについて、改めて確認しておきましょう。

◆ 電子取引データの原則的な保存方法

請求書や領収書等の授受を電子データで行う「電子取引」に該当する場合、原則として、要件に従い電子データのまま保存することとされており、①改ざん防止措置（*タイムスタンプを付与、*訂正・削除の履歴が残るシステム等を利用、*事務処理規程の備付け、のいずれか）、②検索機能の確保（日付・金額・取引先で検索できる）、③モニター等の備付け、などを満たす保存方法が必要です。

なお、改正により「前々期の売上高が5千万円以下」、又は「電子取引データの出力書面を日付及び取引先ごとに整理している」に該当する事業者は、②の検索要件を不要とする措置（税務調査等の際にデータのダウンロードの求めに対応できることが必要）の対象となります。

◆ 原則的な保存方法ができない事業者は

対応が困難な事業者に対して、電子取引データの出力書面による保存を認める宥恕措置は本年末で廃止となりますが、上記の要件に従って保存できない相当の理由（システム整備が間に合わない、人手不足等）がある事業者は、税務調査等の際にデータのダウンロード及び出力書面の提示等の求めに応じることができるようにしていれば、要件を満たしていなくても認められる猶予措置の適用が受けられます。

この猶予措置を受ける事業者は、電子取引データの出力書面だけではなく、原本となるデータ自体も保存しておく必要があります。

■ この記事の詳細は、情報BOX201545

令和4年度に実施された所得税の調査

国税庁によると、令和4事務年度（令和4年7月～5年6月）に実施された所得税の調査等は、実地調査が4万6千件（前年度比47.4%増）、文書や電話、来署依頼による簡易な接触が59万2千件（同4.1%増）となり、合計63万8千件（同6.3%増）の調査等が行われました。

そのうち、実地調査で3万8千件、簡易な接触で30万件に申告漏れ等の非違があり、実地調査により把握された申告漏れ所得金額は5594億円（1件あたり1208万円）で追徴税額は1015億円（同219万円）、簡易な接触による申告漏れ所得金額は3448億円（同58万円）で追徴税額は353億円（同6万円）となっています。

年末にふるさと納税をする場合は

例年、年末に駆け込みでふるさと納税を行う方が多くいますが、年内の受付を早めに締切る自治体もありますので、支払い方法ごとの期限を確認しましょう。

また、確定申告をしない給与所得者等で、その年に寄附した自治体が5団体以内の場合は確定申告をしなくても控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を利用できますが、この特例を受ける方は寄附先の自治体へ申請書等を翌年1月10日までに提出する必要があります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年1月以後の「電子取引」に関する取扱いを確認

電子帳簿保存法における「電子取引」については、出力した書面等による保存を認める宥恕措置が令和5年末で終了となり、令和6年1月以後は原則的な保存要件を満たすことができない相当な理由がある事業者に対して新たな猶予措置が設けられますが、電子取引データ自体を保存する対応は必要となります。

◆現行の「電子取引」の概要

電子帳簿保存法は、保存が義務付けられている帳簿書類を一定要件の下、電子データで保存することについて定めたもので、①電子的に作成した帳簿書類を電子データのまま保存できる「電子帳簿等保存」、②紙で受領・作成した請求書や領収書等を画像データで保存できる「スキャナ保存」、③請求書や領収書等の取引情報の授受が電子データで行われた場合は一定要件に従い保存する「電子取引」の3つに区分されています。

このうち、帳簿書類の保存義務がある全ての事業者に関係する③の「電子取引※」については、令和4年1月から、改ざん防止措置※や検索機能の確保※、ディスプレイやプリンタ等の備付けなどの要件に従って電子データのまま保存しなければならないこととされましたが、対応が困難な事業者の実情に配慮し、令和5年12月までに行う電子取引については、引き続き出力した書面等による保存を認める宥恕措置が講じられています。

※電子取引とは、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）の授受を電子データにより行う取引をいい、例えば、請求書や領収書等をメールで受領する場合や、ウェブサイト上からダウンロードする場合などに電子データを保存する必要があります（PDF やスクリーンショットによる保存も可）。
※改ざん防止措置とは、「タイムスタンプを付与」、「訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受・保存」、「改ざん防止に関する事務処理規定の備付け」のいずれかを行うことです。

※検索機能の確保とは、①取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索条件として設定、②日付又は金額に係る記録項目について、範囲を指定して条件を設定、③二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定できることです。ただし、基準期間（2課税年度前）の売上高が1,000万円以下の事業者であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求めに応じるようにしている場合には、検索機能の確保は不要です。

◆令和6年1月から適用となる「電子取引」の見直し

令和5年度税制改正により電子帳簿保存法の見直しが行われ、「電子取引」については次のような改正が令和6年1月以後に適用されます。

①検索要件を不要とする措置の対象者の見直し

税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合に検索要件を不要とする措置について、対象者を次のいずれかに該当する者とします。

- ・基準期間（2課税年度前）の売上高が5,000万円以下の保存義務者
- ・電子取引データの出力書面を取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者

②宥恕措置に代わる新たな猶予措置の整備

電子取引データの保存要件への対応が困難な事業者に対して、出力した書面等による保存を認める宥恕措置に代わる新たな猶予措置として、次のいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことで認められます。

- ・保存時に要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由※があると認める場合（事前申請等は不要）
- ・税務調査等の際に、電子取引データのダウンロード及びその電子取引データを出力した書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

※相当の理由とは、例えば、システム等の整備が間に合わない場合や、資金繰り、人手不足等などにより原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。ただし、システム等の整備が整っていて原則的なルールに従って電子取引データの保存ができるにもかかわらず、特段の事情がなく電子取引データをルールに従って保存していない場合には、相当の理由があるとは認められませんので、猶予措置の適用は受けられません。